

申請に対する処分

処分名	人間ドック受診費用の補助決定
根拠法令	奄美市国民健康保険条例第8条第1項
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課 （笠利）

1 審査基準

申請を行うことができる人

1年以上の国民健康保険の被保険者期間があり20歳以上75歳未満で
受診を希望する被保険者

申請の方法

「人間ドック利用申請書」を提出する。ただし、予算の範囲内で申請を
受け付ける。

補助の要件

国民健康保険税を完納していること。

2 標準処理時間

1日から7日までの間